

様式5 - 2

議 案 の 提 出 (そ の 2)

発議第 1 号

食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の
提出について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和 5 年 6 月 21 日

提出者	米沢市議会議員	古 山 悠 生
賛成者	〃	影 澤 政 夫
	〃	成 澤 和 音
	〃	高 橋 千 夏
	〃	工 藤 正 雄
	〃	植 松 美 穂
	〃	木 村 芳 浩
	〃	山 村 明
	〃	佐 藤 弘 司

米沢市議会議長 様

食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書（案）

政府・与党による食料・農業・農村基本法の見直しは、法案の具体化や見直しに即した基本計画の検討を前に山場を迎えており、食料安全保障の強化、再生産に配慮した適正な価格形成、その実現に向けた国民理解の醸成・行動変容、農業の持続的な発展に関する施策及び農村の活性化に関する施策など、多岐にわたる論点を踏まえた法整備、関連施策の拡充・再構築、万全な予算措置が必要となります。

その一方で、人口減少・高齢化が深刻化する中、持続可能な農業生産には、その基盤となる農村の振興は欠かすことができず、農業振興と農村振興は両輪として一体的に進めるべきであり、基本法の見直しに当たっては、農業・農村施策の枠組み全体の見直しも求められます。

つきましては、将来にわたり国民へ安定的に食料を供給していくため、多岐にわたる基本法の見直しに際し、特に下記の事項について、生産現場の声として強く要望します。

記

1. 認定農業者等の担い手はもとより、中小・家族経営などの「多様な担い手」が果たす役割は極めて大きいいため、農村振興のみならず、農業振興の観点からも「多様な担い手」の確保を基本法にしっかりと位置付けること。
2. 水田活用の直接支払交付金の見直しにとどまらず、ゲタ対策等の経営所得安定対策や、個々の農家に対する新たな直接支払制度の導入を含めた施策全般にわたる見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月 日

米沢市議会議長 相田 克平

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
農林水産大臣 様